

[令和4年6月17日改正、8月1日施行]

《160～163 頁》「外務員資格試験等規則」の一部改正

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって、<u>外務員登録等資格委員会が定める外務員資格試験等実施要領</u> (以下「試験要領」という。)に定める書類を本会に提出した者(以下「未許可法人等」という。)の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって外務員資格試験等実施要領 (以下「試験要領」という。)に定める書類を本会に提出した<u>もの</u> (以下「未許可法人等」という。)の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(合格証書の交付)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(合格証の交付)</p> <p>第6条 (略)</p>
<p><b>第3章 外務員登録資格認定講習</b></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(講習の開設)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第7条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者であって次条に定める要件を充足する者に対し、<u>外務員に必要と認められる知識を取得するための外務員登録資格認定講習</u> (以下「認定講習」という。)を実施する。</p>	
<p><u>(受講要件)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第8条 認定講習を受講できる者は日本証券業協会 (以下「JSDA」という。)の協会の外務員の資格、登録等に関する規則 (以下「JSDA登録等規則」という。)第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員 (以下「一種証券外務員登録を受けている者」という。)であって、次に掲げ</p>	

新	旧
<p><u>る者とする。</u></p> <p>(1) <u>会員の役員及び使用人</u></p> <p>(2) <u>会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員及び使用人</u></p> <p>(3) <u>法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって試験要領に定める書類を本会に提出した者（以下「未許可法人等」という。）の役員及び使用人</u></p> <p>(4) <u>会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等が役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定講習を受講することができない。</u></p> <p>(1) <u>認定講習の受講日において、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者</u></p> <p>(2) <u>認定講習の受講日において、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</u></p> <p>(3) <u>JSDA登録等規則第18条第2項で規定する資格更新研修の受講義務者であって当該研修を修了していない者</u></p> <p>(4) <u>JSDA登録等規則第6条、第6条の2に基づく証券外務員の職務の禁止措置を受けている者</u></p> <p>(5) <u>内閣総理大臣から金融商品取引法第64条の5に基づく「2年以内の職務停止」処分を受けている者</u></p> <p><u>（受講の禁止）</u></p> <p><u>第9条 会員等は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者に認定講習を受講させてはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>2 本会は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱う。</u></p>	
<p><u>(認定講習の内容)</u></p> <p><u>第10条 認定講習は商品先物取引に係る法令・諸規則及び商業倫理を、その内容とする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(認定講習の実施)</u></p> <p><u>第11条 認定講習の実施に際し必要な事項は、試験要領による。</u></p>	(新 設)
<p><u>(修了証書の交付)</u></p> <p><u>第12条 本会は、認定講習の受講を修了した者に対し、「外務員登録資格認定講習修了証書」を交付する。</u></p>	(新 設)
<p><b>第 4 章 登録更新講習</b></p>	<p><b>第 3 章 登録更新講習</b></p>
<p><u>(更新講習の開設)</u></p> <p><u>第13条 (略)</u></p>	<p>(更新講習の開設)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p>
<p><u>(更新講習の日数・内容)</u></p> <p><u>第14条 (略)</u></p>	<p>(更新講習の日数・内容)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p>
<p><u>(更新講習の実施)</u></p> <p><u>第15条 更新講習の実施に関し必要な事項は、試験要領による。</u></p>	<p>(更新講習の実施)</p> <p><u>第9条 更新講習の実施に関し必要な事項は、資格委員会がこれを定める。</u></p>
<p><u>(修了証書の交付)</u></p> <p><u>第16条 (略)</u></p>	<p>(修了証書の交付)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>
<p><b>第 5 章 雑 則</b></p>	<p><b>第 4 章 雑 則</b></p>
<p><u>(受講及び受験手続)</u></p> <p><u>第17条 会員等及び未許可法人等は、その役員又は使用人及び役員又は使用人として採用しようと</u></p>	<p>(受講及び受験手続)</p> <p><u>第11条 会員等及び未許可法人等は、その役員又は使用人及び役員又は使用人として採用しようと</u></p>

新	旧
<p>する者に<u>更新講習若しくは認定講習</u>（以下「講習等」という。）又は試験を受けさせようとするときは、別に定める様式により、本会に申し込むものとする。</p> <p>ただし、商品先物取引仲介業者の外務員については、当該商品先物取引仲介業者の外務員の登録申請等を行う会員がこれを行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（受講・受験の停止及び合格の取消し等）</p> <p><b>第18条</b> 本会は、不正の手段により<u>講習等又は試験</u>を受け若しくは受けようとした者に対し、その受講・受験を停止し、又は受講修了の認定を取り消し、若しくは合格を取り消すことができる。</p> <p>2 会員は、会員が役員又は使用人として採用しようとする者に<u>講習等又は試験</u>を受けさせたにもかかわらず、当該講習等を受講した者又は当該試験に合格した者が入社しないこととなった場合には、ただちに本会へ届け出なければならない。</p> <p>3 本会は、前項の規定により会員が届け出を行った場合には、当該<u>届け出の対象者の講習等</u>の受講又は当該合格者の合格を原則として取り消すものとする。ただし、会社都合により当該者が入社しないこととなった場合はこの限りではない。</p> <p>（研修の実施）</p> <p><b>第19条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年8月1日から施行する。</u></p>	<p>する者に<u>更新講習</u>又は試験を受けさせようとするときは、別に定める様式により、本会に申し込むものとする。</p> <p>ただし、商品先物取引仲介業者の外務員については、当該商品先物取引仲介業者の外務員の登録申請等を行う会員がこれを行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（受講・受験の停止及び合格の取消し等）</p> <p><b>第12条</b> 本会は、不正の手段により<u>更新講習又は試験</u>を受け若しくは受けようとした者に対し、その受講・受験を停止し、又は受講修了の認定を取り消し、若しくは合格を取り消すことができる。</p> <p>2 会員は、会員が役員又は使用人として採用しようとする者に<u>講習及び試験</u>を受けさせたにもかかわらず、当該講習を受講した者及び当該試験に合格した者が入社しないこととなった場合には、ただちに本会へ届け出なければならない。</p> <p>3 本会は、前項の規定により会員が届け出を行った場合には、当該<u>受講者の受講及び当該合格者の合格</u>を原則として取り消すものとする。ただし、会社都合により当該者が入社しないこととなった場合はこの限りではない。</p> <p>（研修の実施）</p> <p><b>第13条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>